

# 令和6年度 高槻市児童福祉施設等指導監査実施方針

## 1 基本的な考え方

今日、児童福祉施設、地域型保育事業（以下「施設等」という。）は、利用者本位のサービス提供が要請されるとともに、迅速な苦情解決や情報開示の推進など、サービスの質の向上と事業経営の自主性、自律性及び透明性の確保を図ることが強く求められている。

こうしたことから、施設等が市民のニーズに応え、質の高いサービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、指導監査を実施してきたところである。

本年度の指導監査においても児童福祉法に基づく施設監査、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（以下「確認監査」という）及び必要に応じて業務管理体制検査を行うこととする。

その実施に当たっては、関係法令及び国の通知等に基づき、施設等ごとの課題を的確に把握し、重点的・効率的な指導監査に努め、引き続き情報開示の取組、苦情解決への適切な対応、施設利用者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立ち、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していくこととする。

また、本年度の指導監査においても感染症等の感染拡大防止に努め、必要に応じて実施方法等の見直しを行うものとする。

## 2 指導監査の実施方法について

### （1）実施形態

指導監査は、原則実地指導監査の手法により実施することとする。

ただし、必要が生じた場合は、集合指導監査等状況に応じた方法にて実施できるものとする。

令和4年度から確認監査を実施し、令和6年度までの3年間で全ての範囲を実施することとしており、この間は助走期間としていること及び、引き続き感染症等の感染拡大抑制を図る観点から、指導監査を行うにあたっては、「重点項目に絞る感染症等対策を考慮して簡素化で短時間（3時間を目標）の監査」を原則とし、感染拡大傾向にある施設等については意向を確認した上で監査の実施時期を調整するなど状況に応じて柔軟に対応することとする。

なお、前年度の監査において指摘等があった施設等については、これらの改善状況を確認するため監査時間を延長することがある。また、状況に応じて保健所等関係機関と同時に訪問する等施設等の負担軽減に努める。

### （2）指導内容の客観性の確保

実施に当たっては、本市の社会福祉法人等指導監査要綱、関係法令、国の通知等に基づくほか、別途「指導監査基準」を策定及び公表し、これらに準拠した指導監査を

実施することにより、指導内容の標準化を図り、公正性、公平性、不偏性を確保するものとする。

なお、施設等が自主点検を実施する際には、「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」、「指導監査基準」及び「確認監査基準」における指導監査事項を参考にするものとする。

### **(3) 指導監査当日の留意事項**

感染症等対策のため、以下の事項に従って実施する。

- ア 本市職員が発熱（37度以上）や体調不良の症状がみられる時は、指導監査の担当者としない。
- イ 指導監査の担当者は、指導監査の実施に当たっては状況に応じた感染予防策を徹底する。また、できる限り所要時間の短縮に努めることとする。
- ウ 市又は施設が感染症等の対応のために必要があると認められる場合は、指導監査の日時を原則変更する。

## **3 指導監査の具体的取扱いについて**

### **(1) 実地指導監査の実施**

保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業に対しては、法令上の必要性から毎年度実地指導監査を実施することとし、幼保連携型認定こども園に対してもその事業内容を鑑み、これに準拠して原則同様の取扱いとする。

確認監査について、助走期間の最終年度となる本年度は、給付面についても対象に実施する。なお、幼稚園型認定こども園も対象とし、原則毎年度実地にて実施する。

### **(2) 懸案事項を抱える施設等に対する指導監査の実施**

運営全般について重大な指導（指摘）を行った施設等については、問題の早期解決と適正な施設運営等を確保するために、継続的かつ重点的な実地指導監査を実施する。

### **(3) 新設の施設等に対する初期指導の実施**

新設の施設等に対しては、安定かつ適正な施設運営等を確保することに主眼を置き、施設等開所後の2年度間の監査実施期間を初期指導監査期間とし、業務指導を中心とした指導監査を実施し、必要があると認められる場合は継続的に指導する。

### **(4) 府内自治体と相互に連携した指導監査の実施**

大阪府及び府内自治体と共管する施設等については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携を強化し、同時指導監査（併行監査）の実施に努める。

### **(5) 利用者、保護者等及び業者からの聴取の実施**

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため必要があ

ると認められる場合は利用者及び保護者等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

#### **(6) 随時指導監査の実施**

施設等の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる施設等については、随時その状況に応じた指導監査を実施する。

#### **(7) 特別監査等の実施**

運営等に重大な問題を有する施設等については、一般監査のほか、特別監査及び確認制度に基づく監査を随時実施する。その実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」、「指導監査基準」及び「確認監査基準」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

#### **(8) 指導監査結果の通知及び改善状況の確認**

指導監査を実施した結果は、文書にて施設等の事業主宛てに通知する。

実施結果において文書指摘事項とし、改善を求めたものについては、報告書や挙証資料の提出を求め改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料等の提出や施設等の事業主、施設長等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図るとともに、継続して是正又は改善を必要とする重要な事項については、随時指導監査を実施し、改善を促すものとする。

#### **(9) 指導監査結果等の公表**

提供されるサービスの質の向上、市民の福祉サービスの選択に資すること及び健全な運営を促すことを目的に、施設等の概要や、実施した指導監査における文書指摘事項及びその改善状況を原則公表する。

なお、公表に当たり、初期指導監査期間にある施設等については、安定運営に至るまでの指導期間であることを踏まえ、対象としない。

また、新設又は既存の認可保育所等からの移行にかかわらず、2年度間は初期指導期間とし、監査結果については原則3年目の監査結果から公表を行うものとする。

#### **(10) 地域型保育事業について**

保育所や認定こども園と同様に、指導監査を実施することとする。なお、地域型保育事業に対する指導監査の詳細については別に定めるものとする。

### **4 主な指導監査等事項について**

本年度も対象項目を絞った簡素化した監査を実施する。

## **(1) 施設等の運営の適正化の推進**

### ア 会計管理の適正化

- (ア) 社会福祉法人会計基準・経理規程に基づく会計経理
  - ・ 主要簿（仕訳伝票・総勘定元帳）の確認
  - ・ 小口現金出納帳の確認 等
- (イ) 計算書類の確認
  - ・ 貸借対照表、通帳及び証書等
- (ウ) 契約関係の確認
  - ・ 契約手続きの根拠 等
- (エ) 委託費等の弾力運用及び会計処理（保育園のみ）
  - ・ 適正な要件を遵守しているか
  - ・ 資金移動の適正性 等

### イ 施設の運営管理体制の確立

- (ア) 施設長等資格の有無
- (イ) 就業規則（秘密保持規定、ハラスメント防止規定）
- (ウ) 職員の健康管理（職員のメンタルヘルス、ストレスチェックの実施） 等

## **(2) 適切な利用者支援の確保**

### ア 施設設備の实地確認

- ・ 保育室、便所、医務室、事務室、屋上、乳児室、建物内外の危険箇所、非常口、非常階段、調乳室等の確認 等

### イ 指導計画の作成

### ウ 保育士等の自己評価・保育所の自己評価

### エ 健康診断の実施

### オ 食事提供の充実

- ・ 衛生管理の状況
- ・ 食品構成基準が適切に設定されているか
- ・ 食事運営会議が適切に開催されているか
- ・ 栄養士を置いておらず、保健所等の指導を受けていない事業所・施設の有無
- ・ 運営状況の確認
- ・ 調理室内の衛生管理の確認 等

## **(3) 確認監査**

「高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（令和3年12月16日、条例第46号）（以下、「条例」という）及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等

の運営に関する基準」(平成26年4月30日、内閣府令第39号)(以下、「運営基準」という)に基づき、確認監査を実施する。

ア 運営に関する基準

(ア) 勤務体制の確保等

- ・適切な特定教育・保育等を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。
- ・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。等

(イ) 利用定員の遵守

- ・利用定員を超えて特定教育・保育等の提供を行っていないか。

(ウ) 差別の禁止

- ・支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育等の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。

(エ) 情報の提供等

- ・保護者の希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設等を選択することができるように、提供内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。等

(オ) 苦情解決

- ・市が行う検査等に応じ、支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。

(カ) 地域との連携

- ・運営に当たり、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。

(キ) 会計の区分

- ・特定教育・保育等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。

(ク) 記録の整備

- ・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。
- ・特定教育・保育等の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存しているか。

(ケ) 利用定員に関する基準

- ・支給認定子どもの区分ごとの利用定員を定めているか。

(コ) 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)

- ・選考基準を定め、支給認定に基づき、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか等。

(サ) あっせん、調整及び要請に対する協力

- ・市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。

(シ) 委託拒否の禁止

- ・保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んでいないか。

(ス) 受給資格等の確認

- ・利用開始に際し、支給認定の有無、認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量（保育標準時間、保育短時間）等を確認しているか。

(セ) 支給認定申請の援助

- ・支給認定の変更の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了の日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行っているか等。

(ソ) 施設型給付等の額に係る通知等

- ・法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費の額を通知している。

イ 給付費関係

※過年度に指摘があった事項など必要に応じて上記以外の項目についても指導監査の対象とする。

附 則

- 1 この方針は、令和6年7月8日から実施する。